

草津市協働のまちづくり推進計画（案） パブリックコメント実施結果

別紙

意見件数 7件 意見の要旨と市の考え方は下記のとおりです。

No	ページ	意見の要旨	市の考え方
●まちづくり協議会の現状と課題について			
1		平成22年から平成24年にかけて市内の各学区で設立されたまちづくり協議会は、いわゆる自治会の延長線と、各種団体が寄せ集められたものとしてスタートしています。学区内での活動分野等を勘案して組織の再編などがなされていますが、まだまだまちづくり協議会そのものが民主的な組織になっていない段階で、市との協働のパートナーとして推進するのは順序が逆である。まず、すべてのまちづくり協議会の民主化が大事である。多額の予算を預けることについては時期尚早ではないか。	まちづくり協議会は、誰もが参画できる組織として、行政と共にこれからの地域づくりを担っていただいております。まちづくり協議会は「自分たちの地域は自分たちでつくる」という趣旨のもと地域住民が主体となって活動する学区を代表する自治組織であり、平成26年8月には、協働のまちづくり条例の各認定要件に基づき（透明性が確保され、かつ、民主的な運営を行う組織であることなど）市が各まちづくり協議会を認定し、その役割を明確にしました。地域のまちづくりに責任を持って進めていただくためには、財源が必要であるため、交付金を交付し、地域で話し合っていたいただきながら、地域課題に即した活用をいただいております。
2	10	各学区のまちづくり協議会について、市で実態調査と運営上の課題を調査されてはいかがか。	まちづくり協議会については、設立から現在に至るまでに、各学区のまちづくり協議会の代表者で構成された草津市まちづくり協議会連合会と共に、運営上の課題や、組織のあり方について共有してきたところであり、今後においても安定した運営が行われるよう共に取り組んでいきます。
3		学区をまたぐ課題などは隣接する学区間で協議できるような仕組みも必要ではないか。	学区をまたぐ課題については、各学区のまちづくり協議会の代表者で構成されている、草津市まちづくり協議会連合会で情報共有を図られており、その場で協議いただけるよう取り組んでいきます。
●まちづくり協議会と基礎的コミュニティの連携について			
4	16 ・ 19 ～ 21	まちづくりにおける7つの主体の中核は「まちづくり協議会」と「基礎的コミュニティ」であると認識する。しかし、計画案では、2つの主体の連携により展開すべき地域力育成の運営と活動の取組の提言が示されていない。	協働のまちづくり条例において、まちづくり協議会は「基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織」と位置付けており、まちづくり協議会と基礎的コミュニティが緊密に連携・協力して、まちづくりを推進していくことが前提となっています。計画案については、協働のまちづくり条例の各まちづくり主体の役割を前提に期待される取り組みや具体的施策等を示しているものです。

No	ページ	意見の要旨	市の考え方
●市の具体的施策について①（市民活動拠点の充実）			
5	27	市民交流プラザは「飲食禁止」になっているが、催し等の内容により判断するなど、ルールの見直しをした方が良いと思われるところがある。（仮称）市民総合交流センターでも同様のことが考えられるので、「原則的な方針」と「個々に応じた利用しやすさを担保できるような施設の設計と運営」を期待する。また、ルールについても定期的に見直しできるような仕組みが必要である。	平成30年度に開設予定の「（仮称）市民総合交流センター」につきましては、現在、基本計画の策定が終了し、基本設計の段階に入っています。本施設の運営等のルールにつきましては、これから関係機関等と協議しながら決定していく予定ですが、御意見のとおり、開設後でも定期的に運用についての見直しができるような仕組みづくりに努めます。
●市の具体的施策について②（市民センター（公民館）のコミュニティ施設への転換）			
6	27	豊かな教養を養うことや生きている楽しみとしての趣味を仲間と共有することの大切さを軽視しないことが大事だと思っている。言い換えると居場所や出番のある場の多様性の確保である。コミュニティ施設への転換という安直とも思える視点には反対である。	市民センター（公民館）のコミュニティ施設への転換につきましては、現在までの公民館の機能について取りやめるのではなく、地域における生涯学習が行えるよう、その機能の継続について検討します。
7		現在、市民センター（公民館）には市の職員が配置されていますが、市民センターから本庁に戻った際に、市民センターでの経験や人のつながりが生きてくる。指定管理にした場合、そういう良さが残るのか。まちづくり協議会を指定管理者として想定しているようであるが、運営能力の地域間格差も考えられる。社会実験をしながら一定期間後の見直しも含めて慎重に進めていただきたい。	まちづくり協議会の取り組みは「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の推進を図るものです。住民自治の更なる推進を図っていくため、まちづくり協議会の活動拠点として市民センター（公民館）をコミュニティ施設へと転換を図り、地域自らが管理運営し、地域主体のまちづくりを進めていただくことが重要と考えています。指定管理者制度の導入に当たりましては、円滑に導入できるよう、各まちづくり協議会と調整を行いながら、丁寧に進めます。